

自動車運転日誌の電子化について

資産経営課

車両運行管理業務の効率化を図るため、以下のとおり、酒気確認記録フォーム及び運行日誌フォームによる運転日誌の電子化の運用を開始します。

これにより、日誌の管理が効率化され、データの分析や共有が容易になりますので、紙による記録ではなくフォームの入力へ移行をお願いします。

1 運用を開始するシステムの概要

新電子申請システム「Logo フォーム」を活用し、公用車運転記録をデジタル化するものです。

(1) 酒気確認記録フォーム

運転前、運転後のアルコールチェックの確認結果を入力するものです。

車両を管理している所属ごとに1つフォームを配布します。

(2) 運行日誌フォーム

運転者や運行内容、走行距離等を入力するものです。

車両1台につき1つフォームを配布します。

2 利用方法

1回の運行につき、3回（確認記録2回+運行日誌1回）の入力が必要になります。

(1) 運転者

①運転前のアルコールチェックを行い、確認結果を酒気確認記録フォームへ入力する。

②運転終了後、運行内容等を運行日誌フォームへ入力する。

③運転後のアルコールチェックを行い、確認結果を酒気確認記録フォームへ入力する。

(2) 決裁者

①全庁ポータル/システムリンクから、「Logo フォーム」へログインする。

②対象車両を選択し、決裁を行う。

3 対象車両

リース車両含む全市有車両

（消防車・救急車・特殊車両（作業機械等）を除く）

4 運用開始日

令和6年10月15日（火）から

※本日から令和6年10月11日（金）までを操作試行期間としますので、
期間内に入力方法等をご確認ください。

5 その他

安全運転管理者を選任している施設においては、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が義務化となっております。
公用車の運転前後に全運転者に対し、検知器による確認を必ず実施してください。

なお、その他の施設については、検知器の使用は任意となりますが、安全運転励行の観点から、目視等による酒気帯び確認を積極的に実施し、酒気確認記録フォームへ入力してください。